

鳥栖市投げ込み資料

平成27年 6月 5日

報道機関各位

鳥栖市契約管財課長

鳥栖市入札参加資格者の指名停止について

このことについて、平成27年 6月 5日付けで別紙のとおり決定いたしましたのでお知らせします。

契約管財課契約検査係

(担当) 立石、眞子

TEL 85-3547

指 名 停 止 概 要

鳥栖市

鳥栖市競争入札参加資格者指名停止等の措置要領（以下「措置要領」という。）により、鳥栖市指名停止委員会において審議し、平成27年 6月 5日付けで下記のとおり決定いたしました。

記

1 指名停止業者

業 者 名 三菱電機ビルテクノサービス(株)
代 表 者 代表取締役 瀬尾 孝夫
所 在 地 東京都千代田区有楽町1-7-1

2 事案概要

同社は、神奈川県川崎市の駅構内のエスカレーターにおいて、乗客ら11人が骨折などの重軽傷を負った事故に関し、定期検査などで駆動チェーンの緩みを把握しながら必要な保守点検業務を怠ったとして、平成27年4月6日に同社の従業員が業務上過失傷害罪で川崎簡易裁判所から罰金50万円の略式命令を受けた。

3 指名停止理由

当事案が「措置要領」別表第2（その2）第7号（不正又は不誠実な行為）に該当するため。

4 指名停止期間

平成27年6月8日から平成27年7月7日まで（1ヵ月）

5 平成25・26年度発注実績

平成25年度 7件
平成26年度 4件